主 文

原告が被告に対し昭和四四年一〇月七日付譴責処分の付着しない労働契約上の 権利を有することを確認する。

二 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実

第一 当事者の求めた裁判

〔請求の趣旨〕

主文と同旨

[請求の趣旨に対する答弁]

- 二 訴訟費用は原告の負担とする。 第二 当事者の主理

[請求原因]

被告は、自動車、鉄道車両、航空機等ならびにその部品の製造、修理および販 売を主たる業とする株式会社である。原告は、昭和四一年四月一日被告会社に雇用 され、現在産機部業務課に勤務している。

被告は、原告に就業規則第七〇条第一号、第九号の該当する行為があつたとし て、昭和四四年一〇月七日原告を譴責処分(以下「本件処分」ともいう。)に付し た。

しかし、本件処分は、なんら処分事由がないのになされたものであるから無効で ある。

三 確認の利益

被告においては、年二回、夏と冬に賞与が支給されるが、賞与の中には被告が 査定する勤務成績に応じて一定の基準により支給される部分(成績配分)が含まれ ている。その基準によれば、原告は、昭和四四年冬の賞与支給の際、成績配分とし てその勤務成績に応じて等級3・A四、〇〇〇円、B三、三〇〇円、C二、五〇〇円のいずれかの支給を受けられるはずであつた。しかるに、原告は、同年冬の賞与支給の際、本件譴責処分を受けたことが理由となつて成績配分の支給を全く受けら れなかつたし、現在までその支払を受けていない。 2 そのほか、原告は、今後においても本件処分を受けたことによつて昇給、昇格

および賞与の支給等について不当な差別扱いを受けるおそれがあり、また、職制か ら監視されるなど事業上および精神上きわめて大きい不利益を受けられることにな る。

被告の従業員就業規則(以下「就業規則」という。)には、次のとおりの定め 3 がある。

第六九条 懲戒は譴責、減給、出勤停止及び懲戒解雇の四種とする。

譴責 始末書を提出せしめ将来を戒める。

(二は省略)

三 出勤停止 始末書を提出せしめ一〇日以内出勤を停止する。

四 懲戒解雇 予告期間を設けず即時解雇する。

(第二項は省略)

第七一条 従業員が次の各号の一に該当するときは出勤停止又は懲戒解雇に処す る。

(一ないし一〇は省略)

-- 懲戒を受け尚改悛の見込のないとき

(一二、一三は省略)

右各規定によれば、原告は、本件処分を受けたことによつて始末書を提出すべき 義務を負い、その意に反しても始末書の提出を強制されることになるし、本件処分

四 よつて、原告が被告に対し昭和四四年一〇月七日付譴責処分の付着しない労働 契約上の権利を有することの確認を求める。

〔本案前の抗弁〕

本件訴えは、実質的には本件処分の無効の確認を求めるものであつて、権利ま たは法律関係に属しない単なる過去の事実行為の無効について確認を求めるもので ある。また、本件処分の有効、無効は、原告の現在における法律的地位の安定との 間になんら関連がない。

したがつて、いずれの点からしても、本件訴えは不適法である。

苦情処理手続の存在

被告と原告の所属する富士重工業労働組合(以下「組合」という。)とは、人 事上の取扱い等に関する組合員の苦情を迅速、公正に処理するため、労働協約によ つて二審制の苦情処理手続を設けており(労働協約書第二八条ないし第三五条)、組合員の苦情は、この手続によつて解決がはかられる。第一審たる事業所苦情処理委員会は事業所ごとに設置し、被告および組合を代表する各五名以内の委員で、第 審たる中央苦情処理委員会は被告および組合を代表する各六名以内の委員で、 れぞれ構成される(同第三一条、第三二条)。そして、苦情申立ての当事者双方 は、事業所苦情処理委員会の裁定について中央苦情処理委員会に対し苦情申立てを する場合を除き、右各委員会の裁定に拘束されるのである(同第三四条第二項、第 三五条第三項)

2 原告は、昭和四四年一〇月二〇日、事業所苦情処理委員会の一つである本社苦情処理委員会に対し本件処分の撤回を求める旨の苦情申立てをしたが、同月二八日、右委員会から申立てを棄却する旨の裁定を受けた。そこで、原告は、この裁定 を不服として、さらに同年一一月二日、中央苦情処理委員会に対し右同様の苦情申 立てをしたが、同月二七日、右委員会からも申立てを棄却する旨の裁定を受けた。 苦情処理手続は、第三者機関による法律上一種の仲裁手続と解すべきものであ るから、この手続により処理されて結論を見た事案は、法律上最終的に解決ずみと なり、当事者は、仲裁判断の効果と同様、たとえ裁判によつてもその結論を争うこ とはできない。

本件訴えは、前記のとおり苦情処理手続により処理された事案の結論を争うもの であるから、権利保護の利益がなく不適法である。

[請求原因に対する答弁]

第一項の事実を認める。

第二項の事実中、第一段を認める。第二段を否認する。 第三項の事実中、1を認める。被告と従業員との間には、従業員が譴責等の懲戒処分を受けたときは、その処分後最初になされる賞与の支給に限り成績配分の支給をしないという事実たる労働慣行があり、被告および従業員は、この労働慣行によるべき意思を有する。原告が昭和四四年冬の賞与支給の際に成績配分の労働を受ける。 られなかつたのは、右労働慣行に基づくものである。2を否認する。3の第一段を 認める。3の第二段のうち、原告が本件処分を受けたことによつて始末書を提出す べき義務を負うことを認めるが、その余を否認する。

[本案前の抗弁に対する答弁]

二項の事実中、1および2を認める。3を否認する。 苦情処理手続は、組合員の苦情を労使間で可能な限り自主的に解決するため、労 使双方の利益代表(被告についていえば、被告を代表する苦情処理委員は、人事部 長、a副部長、人事課長、研修課長および人事課々員であつて、組合員が苦情をも つに至つた処分を行なつた被告の管理責任者である。)が協議をつくす労使間の交 渉の一形態である。この手続は、第三者機関による法律上一種の仲裁手続と解すべ きものではない。かりに苦情申立ての当事者双方が被告主張のような意味において 事業所苦情処理委員会および中央苦情処理委員会の裁定に拘束されるものとすれ ば、労働協約のそのような規定は公序良俗に反し、憲法第三二条に違反する。この 規定がなお有効であると考えられるとすれば、それは被告と組合とが労働協約を締 結した目的にそつて裁定を争わないという債務的効力を有するにすぎないのであ る。

〔抗弁〕

被告会社電話交換手の訴外bは、昭和四四年七月下旬ごろ、自己の就業時間 中、その勤務場所である新宿ビル内の電話交換室で、就業中の従業員に対し、原水爆禁止の署名を求め、さらに同年八月上旬ごろ、自己の就業時間中、スバルビル内の被告会社電話交換室で、就業中の従業員に対し、原水爆禁止運動の資金調達のたるには、日本の登録を表する。 めに販売するハンカチの材料を渡してその作成を依頼するとともに、原水爆禁止の 署名を求めた。

また、被告会社経理部財務課勤務の訴外cは、同年八月二〇日ごろ、自己の就業 時間中、上司に無断でその職場を離れて事務管理部へ行き、就業中の従業員に対 し、前記趣旨のハンカチを販売した。

右両名の行為は、就業規則第一八条第三号、第五号、第九号、第二三条に違反し、 第七〇条第四号、第六号に該当する。

就業規則の右各規定は、次のとおりである。

第一八条 従業員は秩序を維持し業務の運行を円滑にするため次の事項を守らなけ ればならない。

(一、二は省略)

三 職場の秩序、風紀を乱す行為をしないこと (四は省略)

五 他人の業務を故意に妨害しないこと

(六ないし八は省略)

九 勤務中上長に無断で職場を離れないこと

(一〇、一一は省略)

従業員は会社構内において会社の業務に関係のない集会、演説、放送 掲示、貼紙その他これに類する行為をするときはあらかじめ会社に届出て許可を受 けなければならない。

第七〇条 従業員が次の各号の一に該当するときは譴責又は減給に処する。

(一ないし三は省略)

四 社内の風紀秩序をみだし又は従業員の体面を汚すような行為をしたとき

六 労働時間中みだりに職場をはなれ又は著しく自己の職責を怠る等怠慢の行為が あつたとき

(七ないし九は省略)

二 被告は、同年八月二〇日ごろに右両名の行為を知つたので、その行為の範囲、 外延がどこまで広がつているか等事実関係を明確に把握し、規律保持の見地から懲 戒処分の要否、程度等を判断するため、予備調査を行なつたうえ、人事部員三、四名をもつて、同月二二日、右行為に関連したり、または目撃したと思われる従業員 九名(訴外d、同e〔以上、経理部財務課〕、同f、同g〔以上、事務管理部〕、同h、同i、同j〔以上、電話交換室〕、同k〔産機部〕および同l〔機械事業部〕)から事情を聴取するとともに、翌二三日、bおよびcから事情を聴取した。その結果、bおよびcの就業規則違反の事実関係が明らかになつてきたが、右調査 の過程において、訴外m(スパルサービス部)、同n(人事部付)および原告も右両名の行為に関与していることがわかつた。そこで、被告は、同月二五日、m、n および原告からも事情を聴取した。

原告に対する事情の聴取は、人事部人事課長の、同課員p、同部労政課長qの 三名(ほかに書記として労政課員r)が、前同日午前一〇時ごろから午前一一時三 一つ、はかに言配として刃域誘見「)が、前回ロー前一〇时こつから一前一一時二〇分ごろまでの間、人事部会議室で行なつた。その際、右三名は、原告に対し、ハンカチの作成者および作成依頼者の氏名、その作成枚数、原水爆禁止の署名の依頼およびハンカチの作成、販売に関する行為者の氏名、その時間、場所等を具体に尋ねた。これに対し、原告は、ハンカチを作つたことがある旨を答えたが、その他の質問に対してはほとんど全く答えなかつた。

四 一般に、従業員は、企業秩序の保持に努め、企業活動が円滑に運営、推進されるよう協力すべき条理上当然の義務がある。この義務の一環として、従業員は、企 業内で秩序びん乱行為が発生することを防止するとともに、もし企業内でそのような行為が発生し、企業がその事実の調査を行なうときは、積極的に右調査に応じて協力しなければならない。このことは、就業規則第一七条、第一八条第一号、第七 〇条第三号にも規定されている。

しかるに、原告は、右のような調査に応じて協力すべき義務に違反し、被告の原 告に対する事情の聴取(調査協力命令)に対し全く協力しなかつたのである。この 行為は、就業規則第七〇条第一号(第一七条、第一八条第一号違反)第九号(第三 号準用)に該当する。

就業規則の右各規定は、次のとおりである。 第一七条 従業員は上長の指示に従い上長は従業員の人格を尊重し互に協力して職 場の秩序を守り、明朗な職場を維持して作業能率の向上に努めなければならない。 第一八条 従業員は秩序を維持し業務の運行を円滑にするため次の事項を守らなけ ればならない。

会社の諸規則、命令を守ること。

(二ないしーーは省略)

第七〇条 従業員が次の各号の一に該当するときは譴責又は減給に処する。

会社の諸規則通達等に違反したとき

(二は省略)

三 他人の不都合行為を故意にかくしたとき

(四ないし八は省略)

九 その他各号に準ずる程度の不都合の行為があつたとき

〔抗弁に対する答弁〕

第一項の事実中、第一段について、bが原水爆禁止の署名を求めたり、あるいはハンカチの材料を渡してその作成を依頼するなどした時間が自己の就業時間中であつたこと、その相手の従業員が就業中であったことを否認する。bが初めに行った場 所はスバルビル内の被告会社電話交換室(休憩室)であり、次の場所は新宿ビル内 の被告会社電話交換室である。その余を認める。第二段を認める。第三段を否認す る。第四段を認める。

第二項の事実中、被告が被告主張の日に原告から事情を聴取したことを認める。

その余は知らない。

第三項事実を認める。しかし、その際、原告が具体的に尋ねられた事項は、被告主張のようなことばかりではなく、むしろ第一五回原水禁世界大会富士重工本社内 実行委員会のメンバー、資金カンパと署名の集計状況、活動家の思想状況等に関す ることが中心であつて、もつぱら原水爆禁止運動の実態、組織についてのものであ つた。

第四項の事実中、就業規則に被告主張のとおりの規定があることを認める。

原告には、本来、被告の調査に応じて協力すべき義務はない。のみならず に対する事情に聴取をした時点において、被告は、原告自身に就業規則違反行為がなかったことを確定的に知っていたし、bおよびcの就業規則違反事件の調査をほ ぼ終了し、その全容をすでに知つていたのである。被告が原告から聞き出そうとし た事項は、右両名の就業規則違反事件の調査に必要な範囲を逸脱している。原告 は、被告の同事件の調査に必要な範囲では任意に供述して事情の聴取に対し協力し た。原告には、それ以上の協力義務はない。

〔再抗弁〕

本件処分は、原水爆禁止運動に対する弾圧であつて、原告の右運動を支持、拡 大しようとする思想、信条の故になされたものである。したがつて、本件処分は、憲法第二一条、労働基準法第三条に違反するので無効である。

は権利の濫用として無効である。

〔再抗弁に対する答弁〕

第一項、第二項の事実を否認する。

第三 証拠(省略)

玾 由

被告が自動車、鉄道車両、航空機ならびにその部品の製造、修理および販売を 主たる業とする株式会社であること、原告が昭和四一年四月一日被告会社に雇用さ れ、現在産機部業務課に勤務していること、被告が原告に就業規則第七〇条第一 号、第九号に該当する行為があつたとして昭和四四年一〇月七日原告を譴責処分に 付したことは、当事者間に争いない。

本案前の抗弁について

譴責処分の付着しない労働契約上の権利を有することの確認請求について 本件訴えは、原告が被告に対し譴責処分の付着しない労働契約上の権利を有する ことの確認を求めるものであるが、原告が被告に対し労働契約上の権利を有するこ とは当事者間に争いないので、その実質は譴責処分の不存在(無効)の確認を求め ることに帰着する。

就業規則第六九条に原告主張のとおりの定めがあることは当事者間に争いない。 右規定によれば、譴責処分は、従業員から始末書を提出させて将来を戒める懲戒方法であるから、その性質は、権利または法律関係に属しない単なる事実行為にすぎ ない。もとより、確認の訴えは、権利または法律関係の現在における存否の確認に ついて許され、単なる過去の事実行為の存否の確認については許されないのが原則 である(その例外は証書真否確認の訴えである。)。このことは、現在の紛争を解 決するためには、現在の法律関係を明確にすることがもつとも有効にして直接的であるという訴訟制度の目的にはい胎するところである。しかし、現在の法律関係と 過去・将来の法律関係ないし事実行為とを区別し、この大前提から現在の法律関係だけが確認訴訟の対象となり、それ以外のものは一切その対象とならないという論を導き出すことを当然とするものではない。論理はむしろ逆である。現在確認訟で解決すべき利益が存するかどうかの判断が先行し、その要件が充足されるほど、現在の法律的紛争の存在を肯定すべきなのである。ある事実行為(たとえるの様行為)の存否が原因となって原告と被告との間に紛争できないため、一定分争を解決する必要はあるが、紛争の内容を具体的に特定できないため、直接目のの事または法律関係の存否の訴えを提起することが困難である場合で、直接目のの事または法律関係の存否の訴えを提起することもある。というのは、事実行為であつて確認訴訟の対象として適法であると解すべきである。それが現在の法律関係の確認求めるものではないから不適法であるというのは、形式論であって確認訴訟の機能を明確である。

本件処分は、使用者たる被告が従業員たる原告に対してなした懲戒処分であつて、原告の意に反するものである。たとえそれが単なる過去の事実行為であつても、本件処分を受けたことによつて原告の現在の権利または法律関係になんらかの影響があり、しかも、直接その処分の不存在(無効)を確認することが原告と被告との間にある紛争の解決のためにもつとも有効にして適切であり、逆に権利または法律関係の確認を求めさせるのが無理であつて、しかもそれがう遠な方法と認められるような場合には、例外として原告に本件処分の不存在(無効)の確認、すなわち本件訟えにおいては、譴責処分の付着しない労働契約上の権利を有することの確認を求めるについて法律上の利益があるものと解すべきである。

認を求めるについて法律上の利益があるものと解すべきである。 被告においては、年二回、夏と冬に賞与が支給されるが、賞与の中には、被告が査定する勤務成績に応じて一定の基準により支給させる部分(成績配分)が含まれていること、その基準によれば、原告は、昭和四四年冬の賞与支給の際、成績配分としてその勤務成績に応じて等級3・A四、〇〇〇円、B三、三〇〇円、C二、五〇〇円のいずれかの支給を受けられるはずであつたこと、しかるに、原告は、同年冬の賞与支給の際、本件譴責処分を受けたことが理由となつて成績配分の支給を全く受けられなかつたし、現在までその支払を受けていないことは、当事者間に争いない。

右の事実によれば、原告が昭和四四年冬の賞与支給の際に通常ならば受けられるはずの成績配分の支給を全く受けられなかつたのは、本件譴責処分を受けためてある。そして、原告は、本件処分が無効であるから、原告は被告に対して成績配分に応ずる賞与請求権がありと主張し、被告は逆に本件処分がありるのから、原告は被告に対しなどであり、るところに現在の法律のがありる。と言葉である。当時であり、るというがである。というのの成績配分の額定するというが被告に対して、知るを前ととのより、各BCのいずれかに認を求めるのは、本件処分の無効を提起するというである。というである。ことをがとして、そとのであると、自力であると、自力であると、自力であると、自力であると、自力であると、自力であると、自力であると、自力であると、自力であると、自力であると、自力であると、自力であると、自力であると、をと尊重に、本件処分の無効確認を求めることを避け、本にであるであるであると、自力直入に本件処分の無効確認を求めることを避け、本にであるであるである。ことを避け、本件派表にであると、自力に本件処分の無効確認を求めることを避け、本と尊重にものと善解できるから、本件訴えは正に確認の利益があるというであると、当行処理手続の存在について

被告と原告の所属する組合とは、人事上の取扱い等に関する組合員の苦情を迅速、公正に処理するため、労働協約によつて二審制の苦情処理手続を設けており(労働協約書第二八条ないし第三五条)、組合員の苦情は、この手続によつて解決がはかられること、第一審たる事業所苦情処理委員会および第二審たる中央苦情処理委員会の各委員の構成等(同第三一条、第三二条)、右各委員会の裁定の拘束性(同第三四条第二項、第三五条第三項)および原告が被告主張のとおり右各委員会に対し本件処分の撤回を求める旨の苦情申立てをしたが、いずれも申立てを棄却する旨の裁定を受けたことは、当事者間に争いない。

証人p、同oおよび同sの各証言ならびに原告本人尋問の結果によれば、原告からの本件処分の撤回を求める旨の苦情申立てを裁定した第一審たる本社苦情処理委員会の被告を代表する委員は、被告が指定したt・u両人事部副部長、o同部人事課長、s同部研修課長およびp同部人事課員の五名であり、第二審たる中央苦情処

理委員会の被告を代表する委員は、被告が指定した右五名およびv人事部長であつたこと、これらの委員は、すべて原告がその撤回を求めて苦情申立てをした本件処分を決定するについて直接に関与した者であり、被告においては、譴責処分などを決定する実質的な権限は社長から人事部長に委任されていることが認められる。また、o人事部人事課長およびp同課員が後に本件処分事由となつた昭和四四年八月二五日の原告に対する事情の聴取を行なつた者であることは、当事者間に争いない。

石事実によれば、本社苦情処理委員会および中央苦情処理委員会の構成員の一部は、被告によつて指定された被告会社の社員であり、現に本件の場合被告を代表する委員は、全員が被告会社人事部に所属する被告会社の従業員であり、かつ、苦情申立ての対象たる本件処分を決定するについて直接に関与した者であり、また、右各委員会の委員のうち二名は、後に本件処分事由となつた昭和四四年八月二五日の原告に対する事情の聴取を行なつた者である。

民事訴訟法の規定する仲裁手続の適用ないし準用があるというためには、仲裁委員会を構成する委員が処分当事者以外の第三者でなければならない。裁定を当事者または当事者たる団体(本件においては被告会社)の機関または団体員に任せる苦情処理手続は、仲裁人の第三者たることの要件を欠くから、仲裁手続としての効力をじじない。

ところが本件における苦情処理委員会の構成員の一部は、処分の当事者である被告会社の従業員であるから、本件苦情処理手続を民事訴訟法第七八六条以下に定める仲裁手続と解することはできない。

したがつて、たとえ苦情処理手続により処理された事案であつても、本件訴えを 提起することはなんら妨げられない。

三 本件処分事由の存否について

1 原告に対する事情の聴取に至るまでの経過

被告会社電話交換手のbが、昭和四四年七月下旬ごろ従業員に対し原水爆禁止の署名を求め、さらに同年八月上旬ごろ従業員に対し原水爆禁止運動の資金調達のために販売するハンカチの材料を渡してその作成を依頼するとともに、原水爆禁止の署名を求めたことは、当事間に争いない。成立に争いない甲第一一ないし第一三号証、乙第三号証の二、証人pおよび同bの各証言によれば、bが初めに行つた場所はスバルビル内の被告会社電話交換室であり、次の場所は自己の勤務場所である箱にル内の電話交換室であること、新宿ビル内の電話交換室では、bは、実働時間は入りた直後で勤務に従事するため、同女が電話交換台に着席したときであつたことが認められる。

また、被告会社経理部財務課勤務のcが、同年八月二〇日ごろ、自己の就業時間中、上司に無断でその職場を離れて事務管理部へ行き、就業中の従業員に対し前記趣旨のハンカチを販売したことは、当事者間に争いない。

たことが認められる。

2 原告に対する事情の聴取

原告に対する事情の聴取は、o人事部人事課長、p同課員、q同部労政課長の三名(ほかに書記としてr労政課員)が、八月二五日午前一〇時ごろから午前一一時三〇分ごろまでの間、人事部会議室で行なつたこと、その際、右三名は、原告に対し、ハンカチの作成者および作成依頼者の氏名、その作成枚数、原水爆禁止の署名の依頼およびハンカチの作成、販売に関する行為者の氏名、その時間、場所等を具体的に尋ねたこと、これに対し、原告は、ハンカチを作つたことがある旨を答えたが、その他の質問に対してはほとんど全く答えなかつたことは、当事者間に争いない。

成立に争いない乙第七号証の一、証人p、同wおよび同の各証言ならびに原告本人尋問の結果によれば、(一) 右事情聴取の際のおよその経過としかれて、原告には一つ、古事情を示されていますが、ないます。」と聞かれて「作りまれて「作りまれを一ています。」、「あなたも作りない。」と聞かれて「作りまれら」と聞かれて「頼まれましたか。」と聞かれて「頼まれましたか。」と聞かれて「頼まれましたが、次に「何故、作りよっと」と聞かれて「もしたら、」と別がれて「大体のところでいいのですよ。」ではと別がれて「ととうして、「大体のところでいいのですよ。」では、と聞かれて「といれて「ととうして、」とのでも記述がある。と反問した。」とのでは、というないのでもいるのでもことを調べる必要がある。と言うなからい、「ないすでに対しているのには、より、ことに対してはない。」と反問のにおいるので、より、との問題には、これでは、ことが認められる。

3 事情の聴取に対する原告の協力義務の存否について

企業は、個々の労働者から個別に提供される労働力を有機的に結合し、これを統合することによつて運営される。雇用契約の締結により、使用者は業務を円滑に遂行するため、労働者から提供される労働力を配分して、その効率的な運用のためにこれを指揮監督する権限を有し、労働者は、これに対応して企業組織の中に組み入れられ、その労務提供の時間、場所、方法等について使用者の発する必要な指揮、命令に従うべき義務を負う。

以上のとおり、労働者は雇用契約の締結により使用者に対し労務提供の義務を負担し、その義務の履行過程においてのみ企業秩序の支配に服するのであつて、雇用契約およびこれに基づく労務の提供を離れて、使用者の一般的な支配に服するものではない。換言すれば、労働者は、全人格を使用者に売り渡しているのではないから、使用者に対し無定量の忠実義務ないし絶対的な服従義務を負うものではない。使用者による企業秩序違反行為の調査に対する労働者の協力義務の範囲も、この観

告の調査に協力すべき義務は全くなかつたものといわなければならない。 したがつて、原告が被告の原告に対する事情聴収(調査協力命令)に対し協力しなかつたからといつて、この行為が、就業規則第七〇条が譴責または環給の懲戒処分事由として定める同条第一号(第一七条、第一八条第一号違反)の「会社の諸規則通達等に違反したとき」、第九号(第三号の「他人の不都合な行為を故意にかくしたとき」を準用)の「その他前各号に準ずる程度の不都合の行為があつたとき」との規定に該当しないことはいうまでもない(就業規則の右各規定が被告主張のとおりであることは、当事者間に争いない。)。 四 以上のとおり、本件処分は、なんら処分事由がないのに就業規則の適用を誤っ

四 以上のとおり、本件処分は、なんら処分事由がないのに就業規則の適用を誤つてなされたものであるから無効であり、それにもかかわらず被告は本件処分が有効であると主張しているのであるから、原告が被告に対し本件処分の付着しない労働契約上の権利を有することの確認を求める利益がある。

よつて、原告の請求を正当として認容し、訴訟費用の負担について民事訴訟法第 八九条を適用して、主文のとおり判決する。